

大和市職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月28日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第12号

大和市職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

大和市職員の職の設置に関する規則（昭和40年大和市規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表本庁機関の項中「館長」を削り、同表出先機関、公園管理事務所の項中「自動車運転技能主任」、「環境監視技能主任」、「自動車運転員」及び「環境監視員」を削る。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。